2009年日本政府年次報告(案) 職業安定組織の構成に関する条約(第88号) (2007年6月1日~2009年5月31日)

- 1. 質問 I について 前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 2. 質問Ⅱについて

〔第1条関係〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第2条]

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第3条関係]

1. について

前回までの報告について、以下のように改める。

公共職業安定所の設置の基準については、職業安定法施行規則第6条第3項において、工場、事業場の多い産業都市区域には安定所を設置すること、工場、事業場は少なくとも他の地域に対する労働力の供給源をなしている地域又は通勤範囲から適当な労働者を求めることができない工場、事業場のある地域にも安定所を設置する等、労働力を最大限に活用するために、地方における需要のみならず、他の地域又は国全体との関連を十分考慮すること、求人者、求職者等に対し、十分な奉仕をなすに足る数と施設を備えること等が定められている。

2. について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

3. について

前回までの報告に、以下の記述を追加する。

2007年6月1日~2009年5月31日においては、35所について 見直しを行ったところである(統廃合35所)

[第4条および第5条関係]

各審議会の主な活動状況は別添1のとおり。

[第6条関係]

- (1) 第6条 (a) について
- ○前回までの報告に、以下の記述を追加する。
- ・ 2008年4月から、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母等 の職業能力形成機会に恵まれない者に対して、きめ細かなキャリア・コンサ ルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学 を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職 務経歴等を「ジョブ・カード」として取りまとめることにより、就職活動等 に活用する「ジョブ・カード制度」を実施している。
- 2008年4月から「フリーター常用雇用化プラン」を推進したところであり、2009年4月からは「フリーター等正規雇用化プラン」を推進し、引き続きフリーターをはじめとする若者の安定した雇用の実現に取り組んでいる。
- ・ 2007年4月から、「再チャレンジプランナーによる計画的な求職活動 支援」を対象者の属性に応じて実施していたが、2008年度における他 の事業による不安定就労者対策の充実、若年者雇用対策の拡充等を受けて、 不安定就労者及び若年者への支援は廃止し、2009年4月から、早期再 就職の必要性の高い者を対象に、「就職実現プランナー」による再就職の実 現に向けた個別総合的な相談援助を行っている。相談の中で早期再就職の 実現のための計画を策定し、計画的・効果的な求職活動を促進している。
- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(2002年法律第105号)に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について、2008年7月に見直しを行い、引き続き、ホームレスに対してきめ細かな職業相談や就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習、試行雇用等を実施し、その就労による自立を図っている。
- ・ 2008年10月から、日雇派遣労働者等の安定した就労を実現するため、 全国の主要な公共職業安定所に「安定就職コーナー」を設置し、担当者制によ る一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介、職場定着指導等の支援を実施して いる。

また、2008年12月から、派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のために「キャリアアップハローワーク(非正規労働者就労支援センター)」を設置し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、職業訓練、訓練期間中の生活保障、住宅確保に係る相談等、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、キャリアアップハローワーク未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施している。

さらに、都道府県等が生活・就労相談を行う拠点を設置する場合に、その拠点においてハローワークの職業相談・職業紹介の業務を一体的に行い、就業・生活に関する相談をワンストップで対応する事業を2009年4月から実施しているところである。

- ・ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に取り組む中小企業に対する支援に引き続き取り組んでいるところであり、2008年4月からは雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域については、支援内容等の拡充を行ったところ。
- 2007年報告の「さらに、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを設置して、同様のサービスを展開している。」を以下のとおり改める。
 - ・ さらに、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な 公共職業安定所にマザーズサロンを全国36箇所設置、2008年4月から は、マザーズハローワーク事業未実施地域であって地域の中核的な都市の公 共職業安定所にマザーズコーナーを全国60箇所設置して、同様のサービス を展開している。
 - (2)第6条(b)について 前回までの報告に以下の記述を追加する。
- 国際環境の影響を受ける労働者の雇用の安定を引き続き図っていくため、2008年4月に、「駐留軍関係離職者等臨時措置法(1958年法律第158号)」と「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(1977年法律第94号)」の有効期限を5年延長する改正を行った。
- ・ 2007年8月に、地域雇用開発のための措置を講じる地域類型を4類型から、特に雇用情勢が悪い地域と雇用創造に向けた意欲が高い地域の2類型に再編し、雇用情勢が厳しい地域に対して支援を重点化することを内容とした地域雇用開発促進法の改正を行った。
- (3) 第6条(c) について 前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- (4)第6条(d)について 前回までの報告に以下の記述を追加する。
- 国際環境の影響を受ける労働者の雇用の安定を引き続き図っていくため、2008年4月に、「駐留軍関係離職者等臨時措置法(1958年法律第158号)」と「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(1977年法律第94号)」の有効期限を5年延長する改正を行った。
- 2009年3月31日に、雇用保険法を改正し、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就

職支援機能の強化を図るため、労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について受給資格要件を緩和すること、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について年齢や地域を踏まえ特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長すること等の見直しを行った。

(5) 第6条(e) について

2007年の報告中「若年者のためのワンストップサービスセンター(通ジョブカフェ)(全国46都道府県85ヶ所(2007年4月1日現在))」を以下のとおり改める。

若年者のためのワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ)(全国46都道府県87ヶ所(2009年4月1日現在))

[第7条関係]

(1) 第7条 (a) について

前回までの報告に以下の記述を追加する。

・ 2009年4月から、全国の主要な公共職業安定所54箇所に「福祉人材 コーナー」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こし や、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉 分野(介護、医療、保育)の人材確保対策を強化している。

(2) 第7条(b) について

- ●障害者の雇用の促進等に関する法律 2005年報告について、以下のように改める。
- 2002年5月に、経済環境及び職場環境の変化、就職を希望する障害者の増加に対応し、障害者の職場の拡大を図るため、
 - ①障害者雇用率算定方式の見直し
 - ②障害者に対する総合的支援施策の充実
 - ③精神障害者の雇用促進

等を内容とする改正が行われた。

- ・ 2005年7月に、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進 するべく、
 - ①精神障害者に対する雇用対策の強化
 - ②在宅就業障害者に対する支援
 - ③障害者福祉施策との有機的な連携

等の障害者雇用施策の充実強化を図るための改正が行われた。

前回までの報告に以下の記述を追加する。

- 2008年12月には、障害者の雇用が着実に進展する中で、障害者雇用 状況の改善が遅れている中小企業における障害者雇用の促進を図るため、
 - ①障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大
 - ②短時間労働の雇用義務の対象化

等を内容とする改正が行われ、2009年4月から段階的に施行されている。

[第8条関係]

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第9条関係]

(1) 第9条1について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

職業安定組織の職員は、すべて厚生労働大臣が任命する国家公務員である。 国家公務員の分限及び勤務条件は、国家公務員法第3章により規定されている。分限については、公務の中立性・安定性を確保する観点から、同章により、不利益な身分上の変更は法律又は人事院規則に定める事由による場合のみに制限され、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、身分の安定は保障されている。勤務条件については、同章に基づき、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等により、具体的な勤務条件が詳細に法定されている。

なお、職業安定組織の職員は、全国的体系を指揮監督する責任をもつ厚生 労働大臣の指揮監督の下、職業業安定法等の施行に関する事項について必要 な事務等をつかさどる職業安定局長、都道府県労働局長又は公共職業安定所 長の指揮監督を受けている(職業安定法第6、7、8条)。

(2) 第9条2、3について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

職業安定組織の職員は、公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならず(職業安定法第9条)、職業安定組織の職員の採用は、国家公務員法及び人事院規則の規定によって行われており、毎年採用試験が行われ、合格したものは公務員採用候補者名簿に登録される。職業安定組織の職員は、この採用候補者名簿登録者の中から、厚生労働大臣が職業安定行政に適するか否かを検討した上で適格者を選出し、任命している。さらに公共職業安定所には、専門的知識に基づいて職業指導を行う就職促進指導官が配置されている(職業安定法第9条)。

(3) 第9条4について

前回までの報告について、以下のとおり改める。

厚生労働省職業安定局では、職業安定法第52条の規定に基づいて、職員 訓練の基本的方針を決定し、実施計画を樹立し、職員の教養訓練を行ってい る。

採用1年目の全職員に対して基礎的能力を付与するとともに、国民全体の奉 仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚させる研修を行っている。また、 行政経験の節目の時期及び特定の職務・役職に就いた時期に必要な知識の付与 及び能力の向上を図る研修を実施している。

[第10条関係]

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

[第11条関係]

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

[2009年条約勧告適用専門家委員会 ILO第88号条約オブザベーションについて]

(1) 職業安定組織の構成と機能について

2005年度及び2006年度において市場化テストモデル事業を実施しており、また、2007年4月から2010年3月までの間、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業、求人開拓事業(2009年3月まで)について市場化テストを実施しているところである。

なお、事業終了後に、その効果を十分に検証していくための評価を行うこととしている。現在評価が終了しているのは、2005年度及び2006年度に実施した市場化テストのモデル事業である。2006年度の結果及び評価は別添2及び別添3のとおりである。2005年度については、前回の報告を参照されたい。

また、公共職業安定所における無料職業紹介事業の市場化テストについては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正法案が2008年12月に国会で廃案となった。

(2) 国内での職業安定所の展開

公共職業安定所の再編整理については、産業構造や人口構造の変化、公共交通網の整備状況等が地域間で大きく異なるため、それぞれの地域の特性を踏まえつつ、①産業構造の変化等に伴う業務量、②交通アクセスを総合的に勘案し、地域の労働組合や使用者団体、地方自治体等に説明を行うとともに、意見を聴取しながら実施している。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

・2009年4月1日現在の公共職業安定機関の数は次のとおりである。

公共職業安定所 437所(うち2所は、日雇労働職業紹介専門) 公共職業安定所出張所 96所(うち5所は、日雇労働職業紹介専門) 公共職業安定所分室 16所(うち2所は、日雇労働職業紹介専門)

- ・求人、求職者数、照会件数及び就職件数については、別添4のとおり。
- 5. 質問 V について 前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 6. 質問VIについて 前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 7. 質問Ⅷについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会 (労働者団体) 日本労働組合総連合会

[第4条及び第5条関係]

各審議会の主な審議内容は次のとおりである。

(2007年6月1日から2009年5月31日まで)

労働政策審議会職業安定分科会

2007年度

- 改正雇用対策法及び地域雇用開発促進法に係る省令案について
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について
- 雇用対策基本問題部会の報告について
- 雇用政策基本方針(仮称)案について
- 労働力需給制度部会の中間報告について
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱について
- 雇用政策基本方針案及び平成20年度全国指針案要旨について
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 要綱(職業安定法関係部分)について
- · 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ず べき措置に関する指針等について
- 高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案について

2008年度

- 労働者派遣制度等の見直しについて
- 雇用保険施行規則等の一部を改正する省令案について
- 雇用保険部会報告書について
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令案等について
- 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について
- 高年齢者等職業安定対策基本方針について
- 労働力需給制度について

2009年度

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及 び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱について
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について

労働政策審議会障害者雇用分科会

2007年度

障害者雇用をめぐる現状と課題について

- 障害者雇用対策の充実・強化について
- 多様な雇用形態に対応する障害者雇用率制度の在り方について
- 中小企業における障害者の雇用促進について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- 福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の強化について
- 障害者権利条約について
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の見直し
- 除外率の引下げについて
- 精神障害者の雇用支援について
- 障害者の派遣労働について関係者からのヒアリング
- 難病患者に対する雇用支援
- 発達障害者に対する雇用支援
- 今後の障害者雇用対策について検討すべき具体的論点
- 障害者雇用率について
- 障害者雇用納付金の額等について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について
- 障害者雇用対策基本方針の改正について

2008年度

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱等 について
- 障害者雇用対策基本方針(案)について
- 除外率の見直しについて

労働政策審議会

2005年度

- 改正建設労働者雇用改善法の施行に伴う政省令等について
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
- 建設雇用改善計画
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱
- · 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 要綱
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 介護雇用管理改善等計画の一部改正案
- 中小企業における技能の受け手となる人材の確保に係る支援について
- ・ 地域雇用機会増大計画及び地域求職活動援助計画に係る厚生労働大臣の同 意について

2006年度

- ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う省令及び告示の改正等について
- ・ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱について
- 高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案について
- 人口減少下における雇用対策について

2007年度

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示案について
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行期日を定め る政令案要綱
- 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 政省令の整備に関する政省令案要綱
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について
- ・ 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針
- ・ 雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号ロの規定に基づき厚生労働大臣 が定める条件を定める告示
- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指 針
- 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- · 今後の障害者雇用施策の充実強化について-障害者の雇用機会の拡大に向け て-
- ・ 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関 する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱について
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

要綱(職業安定法関係部分)について

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について
- 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ず べき措置に関する指針等について
- ・ 今後の雇用労働政策の基本的考え方について一働く人を大切にする政策の実 現に向けて一
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- 雇用保険施行規則等の一部を改正する省令案について
- 高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案について
- 障害者雇用対策基本方針の改正について
- 建設雇用改善計画

2008年度

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案等について
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について
- 雇用保険施行規則等の一部を改正する省令案について
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令案等について
- 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱及 び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱 について
- ・ 港湾雇用等安定等計画の策定について
- ・ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱及び 派遣先が講ずべき措置に措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱につ いて

(概 要)

キャリア交流プラザ事業に係る実績評価について (18年度市場化テストモデル事業)

1 事業概要

- ① 中高年ホワイトカラー求職者、中高年長期失業者等を対象として、求職活動向けセミナー、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、再就職促進を図る「キャリア交流プラザ事業」を実施。
- ② 全国 15 か所のうち、5 か所(北海道、埼玉、東京、愛知、京都) (※) を民間に委託。事業実施期間は、平成 18 年 6 月~19 年 3 月。 (※) 17 年度も当該5 か所において民間委託。

2 受託事業者

①北海道:キャリアバンク㈱、②埼玉、③東京、④愛知:フェアプレース・コンサルティング・ジャパン㈱(現 ㈱ヴェディオール・キャリア)、⑤京都:オムロンパーソネル㈱

3 実績評価

- ① 「就職率」の官民比較では、<u>国実施地域 58.3%、民間実施地域 51.8%</u> と、国実施地域が民間実施地域を上回っている。また、前年度との比較では、官民差が、2.8 ポイントから 6.5 ポイントへ拡大した。
- ② サービスの質として設定された目標「就職率 55%」を達成したのは、 国は6地域(10地域中)、民間は2地域(5地域中)。
- ③ 「定着率」(※)の比較では、<u>国実施地域 76.6%、民間実施地域 76.3%</u>と、 両者の差はほとんど見られなかった。 (※)「支援開始後9ヶ月時点においても継続している就職件数」÷「就職件数」。
- ④ 「定着就職率」(※)の比較では、<u>国実施地域 44.6%、民間実施地域 39.6</u> <u>%</u>と国実施地域が民間実施地域を上回っている。また、前年度との比較では、官民差が、4.8 ポイントから 5.0 ポイントとなった。 (※)「支援開始後 9 ヶ月時点においても継続している就職件数」÷「支援開始者数」。
- ⑤ 「就職1件あたり経費」「定着就職1件あたり経費」は、それぞれ<u>国実施地域12.7万円、17.0万円、民間実施地域13.2万円、17.3万円</u>となっている。また、前年度との比較では、それぞれ国実施地域が1.8万円減、1.1万円減、民間実施地域が2.1万円減、3.0万円減と、官民ともにコスト縮減が図られ、民間実施地域ではより縮減の幅が大きかった。
- ⑥ 「利用者の満足度」の比較では、<u>「満足」とした者が国実施地域 87.8%、</u> 民間実施地域 76.5%となり、国実施地域の満足度が高かった。
- ⑦ 「就職経路」について、ハローワーク紹介が国実施地域 62.6%、民間実施地域 51.6%。民間事業者自身の紹介による就職は 4.4%となった。

求人開拓事業に係る実績評価について (平成 18 年度市場化テストモデル事業)

1 事業概要

雇用失業情勢の厳しい地域において、求人を量的に確保するための求人 開拓事業について、平成 18 年6月から平成 19 年3月までの 10 ヶ月間、全国 54 地域のうち3地域(=<u>北海道旭川地域、高知中央地域、長崎県南地域</u>)に おいて、市場化テストモデル事業を実施

2 受託事業者

上記の3地域とも、フェアプレース・コンサルティング・ジャパン(株) (現 (株)ヴェディオール・キャリア 本社:東京都港区)

3 実績評価 (別紙1及び別紙2参照)

- 〇 平成 18 年度の民間実施地域の結果を、同地域と労働市場規模等が類似する国の比較対象地域と比較したところ、民間実施地域では、開拓求人件数、開拓求人数、充足数のすべてにおいて、国の比較対象地域の結果を大きく下回った。
- 〇 民間実施地域では、それぞれ同地域における平成 17 年度の国実施時の 実績を下回った。
- 経費でみると、全体的な総額は、民間実施地域の方が国の比較対象地域よりも若干安くなっているが、開拓求人数1人当たり、充足数1人当たりのコストは国の比較対象地域よりもはるかに高くなっている。
- 今回の事業実施により、普段ハローワークを利用したことがなかった事業 所からの求人が確保される等の良かった点がみられた。

4 まとめ

- 雇用失業情勢が厳しい地域で実施される求人開拓事業において、民間事業者の創意と工夫が十分に発揮されず、また、当該地域で事業を新規に開始した民間事業者が短期間で信頼を確保することの難しさ等を背景に、民間実施地域において求人確保が十分に進まなかったことは、当該地域の求職者の就職機会確保の観点から大きな問題と言える。
- 〇 同一地域で継続的な事業実施が難しい求人開拓事業については、平成 17、18 年度のモデル事業の結果に加え、現在実施している本格実施の結果も踏まえて検討し、引き続き市場化テストの対象としていくことが適当か 否かについて考えていく必要がある。

別添4

(千人、千件)

	— 般				日雇
年月	新規求人	新規求職	紹介件数	就職件数	就労延数
2007.06	529	376	609	121	18
2007.07	545	376	581	112	19
2007.08	552	370	553	107	20
2007.09	524	359	564	112	17
2007.10	566	412	679	126	19
2007.11	491	339	578	110	21
2007.12	414	320	430	88	20
2008.01	526	446	588	88	19
2008.02	515	403	670	109	17
2008.03	463	428	732	129	18
2008.04	463	510	707	121	19
2008.05	441	396	670	111	21
2008.06	424	376	683	108	21
2008.07	453	386	691	107	22
2008.08	417	346	588	92	21
2008.09	435	398	709	111	21
2008.10	442	429	767	114	23
2008.11	358	350	634	91	23
2008.12	345	413	628	83	23
2009.01	400	591	830	89	23
2009.02	339	531	919	100	19
2009.03	334	587	1088	124	16
2009.04	319	669	1085	114	19
2009.05	270	460	941	97	19

⁽注)新規学卒者及びパートタイムを除く (資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」